

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について

(R6 当初 (交通DX・GXによる経営改善支援事業等))

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。) は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (国総地第138号、国自旅第356号) (危険なバス停対策事業)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>附 則 (「<u>国総地第141号、国鉄事第803号、国自旅第362号、国自技環第207号、国海内第178号、国空事第1134号</u>」、「<u>国総地第5号、国鉄事第65号、国自旅第13号、国自技環第5号、国海内第11号、国空事第26号</u>」)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(交通DX・GXによる経営改善支援事業等)</p> <p>第2条 大臣は、<u>令和5年度第一次補正予算及び令和6年度予算</u>に限り、附則別表1及び附則別表2、附則別表3に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等 (以下「交通DX・GX</p>	<p>附 則 (国総地第138号、国自旅第356号) (危険なバス停対策事業)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>附 則 (「<u>国総地第141号、国鉄事第803号、国自旅第362号、国自技環第207号、国海内第178号、国空事第1134号</u>」)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(交通DX・GXによる経営改善支援事業等)</p> <p>第2条 大臣は、<u>令和5年度第一次補正予算</u>に限り、附則別表1及び附則別表2、附則別表3に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる</p>

による経営改善支援事業等」という。)を行う場合においては、この条から附則第22条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者(以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象事業者」という。)に対し補助金を交付する。

第3条～第24条(略)

地域交通の経営改善支援事業等(以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」という。)を行う場合においては、この条から附則第22条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者(以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象事業者」という。)に対し補助金を交付する。

第3条～第24条(略)